

昭和三十六年政令第百九十八号

恩給法の一部を改正する法律附則第四十一
条第一項の職員及び同法附則第四十二条第
三項の俸給の額を定める政令
内閣は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二
十八年法律第百五十五号）附則第四十一条第一項
及び同法附則第四十二条第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

（旧日本医療団職員の範囲）

第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十
八年法律第百五十五号。以下「法」という。）
附則第四十一条第一項に規定する公務員に相当
する職員として政令で定めるものは、次に掲げ
る職員とする。
一 旧日本医療団職制による参事、技師、副参
事、書記又は技手である職員
二 旧日本医療団医療施設職制による施設の長
又は医員、歯科医員、薬剤長、薬剤員、技
手、看護婦長、助産婦長、保健婦長、事務
長、主事若しくは書記である職員

（法附則第四十二条第三項の俸給の額）

第二条 法附則第四十二条第三項に規定する政令
で定める額は、六千二百円とする。

附 則

この政令は、昭和三十六年十月一日から施行
する。